

平成25年 3月 定例会(第1回) 会議録(抜粋)

○4番(渡辺厚子さん) 議場の皆様、こんにちは。公明党の渡辺厚子です。本日、私は、子どもたちをはぐくむ環境の整備と充実のためにという、大綱1点について質問させていただきます。今回もこれまでの質問と同様に、市内各地の方々と懇談する中で感じた課題や相談案件をもとに、木更津市の住民として、また私自身子育て中の母親として、より住みよい環境に改善したいとの思いでお尋ねしますので、執行部の前向きな回答を期待いたします。

初めに、中項目1点目、みどりの基本計画に基づく公園の整備についてお聞きします。

私は、美しい公園や、人々が憩える場所として利用できる公園、特に子どもたちが伸び伸びと遊べる公園があるということは、住みよいまちの条件の一つではないかと思えます。小さなお子さんをお持ちのお母さんたちは、子どもが思いっきり遊べる場所があれば、ちょっと車を走らせてでも行ってみたいと思うものです。ましてや、そうした場所が家の近くにあれば、毎日でも行きたいと聞きます。私も子どもが小さかった頃は、楽しい遊具のある公園があれば、ママ友たちと声をかけ合って、よく出かけていったものです。

さて、最近の公園事情はいかがでしょう。地域によっては高齢化が進み、公園は閑散とし、遊具も老朽化してどんどん撤去されてしまい、子どもを遊ばせるというよりは、草が伸び放題で空き地化しているような公園も見受けられます。しかし、その一方で、子育て中の若い世代の多い地域もあり、請西、ほたる野、羽鳥野などでは、新しく家を購入して越してくる方も増えています。私は、子どもたちが安心して遊べ、高齢の方々も活用できるような公園の整備は、まちの顔を整えるようなものではないかと感じております。そこで、本市では、昨年4月に策定されたみどりの基本計画において、公園整備の方針が示されておりますので、現状の確認と今後の進展についてお伺いします。

1点目は、公園予定地の整備について、みどりの基本計画の基本方針の中で、公園の新規整備が挙げられています。そのうち大規模公園配置については長期的検討事項となっておりますが、土地区画整理事業が行われている区域については、早期供用開始を目指すとあります。具体的に整備が進んでいる地域、供用開始が近い公園予定地はどこでしょうか。

2点目は、老朽化対策について、誰もが安全で安心して利用できる公園の整備に向けて、既存の公園については、現在策定中の公園施設長寿命化計画によって、遊具やフェンスなどの老朽化対策が講じられることになっていますが、策定過程において見えてきた公園の現状と今後の展開をお聞かせください。

3点目は、公園空間の質の向上についての質問です。公園空間の質は、遊具やフェンスだけではなく、木々の配置や公園敷地内が美しく保たれているかが重要だと思います。みどりの基本計画では、草刈りや清掃の頻度を高めるなどの、行政の維持管理体制の強化を図るとありますが、具体的に、これまでとはどのように変わるのかお聞かせください。

続きまして、中項目 2、子どもを支援する基金の充実についてお伺いします。

本市において、子どもの成長を支援する目的で設けられている基金には、昭和 34 年度に設置された奨学基金と、昭和 61 年度に設置された交通遺児福祉基金があります。平成 23 年度の基金運用状況調書では、これらの基金によって、これまで多くの子どもたちが支援を受けてきたことがわかります。しかし、昨今の子どもを取り巻く状況、とりわけ家庭環境の急激な変化によって、厳しい状況を強いられる子どもがいることを鑑みますと、支援の手は可能な限り広げるべきではないかと考えます。そこで、基金のさらなる充実のために、現状と今後の可能性を確認したいと思います。

本市の奨学金制度は、貸与型の奨学資金からスタートし、昭和 50 年には入学資金の支給も加わり、一層の充実が図られています。今回は基金の活用状況をもう少し詳しく確認したく、小項目 1 点目として、奨学生の人数と基金残高について、大まかな推移をお伺いします。

また、2 点目として、現在定められている奨学資金の貸与要件と入学資金の支給要件項目と、それらの要件に決めた設定理由はどのようなものか、お聞かせください。

小項目 3 点目は、奨学事業運営審議会について。入学資金の支給額や奨学資金の貸付額、要件などを変更するときは、木更津市奨学事業運営審議会に諮問しなければならないことが条例で定められています。この審議会はどのようなメンバーで構成されているのか、また、審議会が直近で開かれた時期と検討結果についてお伺いします。

次に、交通遺児福祉基金についての質問ですが、交通遺児への支援として、本市では、支給月額を乳幼児 5,000 円、小学生 6,000 円、中学生 7,000 円、高校生 8,000 円と定めており、基金運用状況調書によりますと、平成 23 年度は 2 世帯 4 人の遺児に支給されたことがわかります。私は、昨年 12 月の定例会、教育民生常任委員会においても確認いたしました。遺児が少なくなり、ゼロになる交通環境が望ましいことであるとは言ってもありません。しかし、基金の運用、つまり基金残高が活用されているかという観点からは、再検討の余地があるのではないかと感じております。そこで小項目 4 点目は、交通遺児手当の支給人数と基金残高について、大まかな推移を聞かせてください。

また、この基金には、個人からの寄附のほかに、複数の団体からの定期的な寄附があり、交通遺児の成長を支えてくださる真心の寄附金残高は、1,800 万円を超えております。小項目 5 点目として、この寄附金についても大まかな推移をお示しください。

最後に、遺児手当の支給対象の拡大についてお伺いします。全国的に有名なあしなが育英会は、1960 年代に交通遺児育英会としてスタートしましたが、時代の変遷に合わせて、支援の対象を災害遺児、病気遺児、自死遺児へと拡大してきました。特に自死遺児は、全国の自殺者が年間 3 万人を超えた頃には、既に交通遺児の 4 倍に上るとの推計も示されています。また、本市の第 2 次健康ささらづ 21 を見ますと、働き盛りの男性の自殺が多いことがわか

ります。さらに災害遺児については、3.11 東日本大震災による遺児が、1,500 人を超えてしまいました。いずれの要因にせよ、遺児が増えない社会を目指さなければなりません。現実的に親と死別することになってしまった子どもたちに対して、心のケアはもとより、経済的な支援の充実も大切であると考えます。その意味において、私は本市の交通遺児福祉基金を、交通遺児に限定せず、幅広くサポートできる制度に変えていくべきと思いますが、支給対象の拡大についてどのようにお考えかお聞きして、最初の質問を終わります。

○都市整備部長（小川剛志君） 私からは、大綱 1、子どもたちをはぐくむ環境の整備と充実のために、中項目 1、みどりの基本計画に基づく公園の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、みどりの基本計画に基づく公園の整備についてでございますが、総合公園などの大規模公園の新規整備については、市民ニーズや社会経済情勢等を見きわめながら、長期的な視点から、検討を行ってまいります。土地区画整理事業で造成されました公園については、未整備の状況で市が移管を受けております。現在、請西地区、港南台地区、羽鳥野地区で 12 ヶ所、土地区画整理の施行中の金田東地区で 8 ヶ所、合計 20 ヶ所がこれから整備する予定でございます。整備の順番につきましては、人口の貼りつき状況などを勘案し、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間の公園整備計画を策定しております。この計画に基づき、国の補助金を活用しながら、順次整備していく予定です。本年度は請西第二 3 号公園、羽鳥野関谷公園、請西南の大畑台公園の 3 公園を整備したところでございます。来年度は 5 公園、平成 26 年度 3 公園、平成 27 年度 4 公園、そして、平成 28 年度 5 公園の整備を予定しております。

次に、老朽化対策、公園施設長寿命化計画についてでございますが、市内の公園は、開園後 20 年以上経過した公園が 6 割を超えております。現在、公園施設長寿命化計画を策定中であり、専門家の調査により、予想以上に公園施設の劣化・老朽化が進んでいることが判明いたしました。このため、公園施設長寿命化計画において、誰もが安全で安心して利用できる公園となるよう、10 ヶ年計画で施設の補修・更新を行い、公園施設の延命化を図ってまいります。

最後に、公園空間の質の向上についてでございますが、公園空間の質とは、公園施設が安全で安心して使えること、園内にある樹木などが常に美しく保たれていることであると考えております。常に美しく公園を維持管理するためには、公園の清掃や除草を頻繁に行う必要があります。現在、公園の草刈りは、業務委託、地元住民の清掃協力により、年 3 回程度行っております。しかしながら、現在の頻度では、春から秋の旺盛な草の成長には追いつかない状況でございます。今後、草刈りの頻度や方法について、地元との調整や予算的な措置を考慮し、検討してまいりたいと考えております。例えば、公園や緑地帯の草をヤギや羊に食

べてもらうなど、既成概念にとらわれず、いろいろな研究をしてみたいと思います。また、市民との協働による公園の維持管理も進めたいと考えております。身近にある公園を、自分たちの公園として意識を持っていただき、公園内の樹木を住民の皆様に植えていただき、管理していただく、また、新たにつくる公園では、設計の段階から住民の方に参加していただくなど、市民と行政の協働による公園の良好な管理と利用について、検討してみたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育部長（石井良幸君） 私からは、大綱 1、中項目 2、子どもを支援する基金の充実についてのご質問にお答えを申し上げます。

最初に、奨学基金の奨学生の人数と基金残高の推移についてでございますが、木更津市奨学資金の貸付者数及び入学資金の支給者数の推移につきましては、昭和 34 年に奨学資金貸与制度が創設をされてから、昭和 30 年代の 6 年間に 26 人、その後、昭和 40 年代に 42 人、昭和 50 年代に 35 人、昭和 60 年代の 4 年間に 9 人、平成元年から平成 9 年までに 43 人、平成 10 年代に 34 人、平成 20 年以降の 5 年間で 16 人に貸与をしております。平成 20 年度以降は、平成 20 年度が 6 人、平成 21 年度が 2 人、平成 22 年度が 3 人、平成 23 年度が 2 人、平成 24 年度が 3 人で、推移しているものでございます。また、入学資金の支給者数の推移につきましては、創設された昭和 50 年代に 26 人、昭和 60 年代に 8 人、平成元年から平成 9 年までに 41 人、平成 10 年代に 27 人、平成 20 年以降の 5 年間で 11 人に給付をしております。最後に基金残高の推移につきましては、それぞれ年度当初の数字でございますが、平成元年度が 2,834 万 4,677 円、平成 10 年度が 3,739 万 8,603 円、平成 20 年度が 3,638 万 3,896 円、本年度が 3,649 万 2,416 円でございます。

次に、2 点目の、奨学資金・入学資金の資格要件についてでございますが、奨学資金の貸与及び入学資金の給付の要件につきましては、一般に奨学金制度が、学習の意欲があり、かつ学業、人物ともにすぐれた人材であるにかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対しまして、一定の資金を貸与及び給付し、学業を支援する役割の制度であることに鑑みまして、本市においても、そのような観点から、木更津市奨学基金に関する条例におきまして、貸与等の要件を規定しております。奨学金の不公正な支給等を防ぐために、本市に住所を有し、引き続き本市において 1 年以上居住している者、またはその子弟という 1 年間の居住要件を設けております。また、入学資金の給付につきましては、限られた基金を資金の必要性が高い方に支給するために、この資金と類似の資金の支給を受けていない者との要件を設けさせていただいているところでございます。

次に、3 点目の、奨学事業運営審議会についてでございますが、この奨学事業運営審議会の委員構成につきましては、木更津市奨学事業運営審議会設置条例第 2 条第 2 項によりまし

て、学識経験者及び市の職員から構成することとなっており、最も直近にこの奨学事業運営審議会を開催いたしましたのは、平成16年10月で、審議会委員といたしましては、学識経験者といたしまして教育市民福祉常任委員会委員長及び同副委員長、社会福祉協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、婦人会連絡協議会会長、県立木更津高等学校校長、木更津市小中学校校長会会長を委員として委嘱し、また市の職員といたしまして、当時の木更津市の助役を委員に任命をいたしまして、合計8名の委員で構成をされておりました。同審議会におきまして、奨学金の貸与者等を決定していたものを、決定事務を効率化するために、貸与等の基準を明確に策定した上で、教育委員会内部で貸与者等を決定する仕組みとするなどの、制度改正の答申をいただいたものでございます。

私からは以上でございます。

○福祉部長（竹内喜久夫君） 私からは、大綱1、中項目2のうち、まず、交通遺児福祉基金の交通遺児手当支給人数と基金残高の推移についてご答弁いたします。

交通遺児手当支給人数は、基金設置から平成24年度3月支給分まで含めると、延べ人員で193人となります。また、総支給額は1,336万7,000円となります。なお、本年度も昨年度と同じく、2世帯4人に支給となっております。基金設置当初、昭和61年度、62年度並びに平成11年度から15年度までは、支給実人員は10人を超えておりましたが、ここ数年は4人から6人で推移しており、減少傾向にあります。

次に、基金残高の推移でございますが、交通遺児福祉基金は昭和61年4月1日、当初基金額302万1,621円で設置され、本年度末で27年経過いたします。この間、平成5年度末で基金残高が1,000万円を超え、ここ数年、1,100万円台で推移しております。また平成24年度基金残高は、1,156万2,310円を見込んでおります。

次に交通遺児福祉基金への寄附金の推移についてでございますが、今年度の寄附金は、2月末現在で33万円となっております。過去最も少なかった年度は平成15年度の13万円、最も多かった年度は平成13年度の231万9,407円でございます。また過去5年は、年間30万円から50万円ほどの寄附金をいただいております。なお、千葉県自転車軽自動車商組合木更津支部、東京湾横断道路株式会社、新日本製鐵株式会社君津製鉄所係長連合会かずさ会、班長連合会つわ会から、毎年継続して寄附をいただいているところでございます。

最後に、遺児手当の支給対象の拡大、災害遺児や自死遺児等についてでございますが、まず県内各市の支給状況をご説明申し上げますと、交通遺児へ手当の支給を実施している市が10市、交通遺児に限定することなく広く遺児に手当を支給している市が10市でございます。先ほども基金の推移についてご答弁申し上げましたが、交通遺児福祉基金は昭和61年4月1日に、交通遺児に対し交通遺児手当を支給することにより、遺児の福祉増進を図ることを目的に設置し、基金残額も設立当時の約4倍弱まで増加してまいりました。本市における

交通事故死者数と自殺死者数の推移を見ますと、平成 19 年から 23 年の 5 年間で交通事故死者数は 33 人、これに対して自殺死亡者数は約 4.5 倍の 147 人となっております。近年、交通遺児手当支給を受けようとする保護者等が減少傾向にあること、また議員ご指摘のとおり、時代に合った子育て支援のあり方を改めて総合的に検討する中で、基金の目的そのものを見直す必要が生じていると考えております。また、定額運用基金としてのメリットや原資を活かしながら、支給対象遺児の拡大について、具体的に検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○4 番（渡辺厚子さん） 推移と細かい数字、ご丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございました。再質問を順次させていただきたいと思っております。

初めに、公園の整備についてなんですけれども、来年度の整備予定の 5 つの公園というのは、どこの地域か教えてください。

○都市整備部長（小川剛志君） お答え申し上げます。

来年度予定しております公園は、請西東地区が 1 ヶ所、請西南で 1 ヶ所、港南台で 1 ヶ所、羽鳥野 2 ヶ所でございます。

○4 番（渡辺厚子さん） 新しい公園が整備されることは、本当に市民も期待しているところでございますので、楽しみです。

次に、老朽化対策の件なんですけれども、専門家による調査の結果を受けて、早急に改修が必要であるというふうに判断されている施設はどのくらいあるのか、また、その取り扱いはどういうふうにするのか、教えてください。

○都市整備部長（小川剛志君） 今年度実施いたしました長寿命化計画の調査・点検によりまして、早急に施設の改修が必要と判断されたものは 40 公園で、78 施設でございます。これらの施設につきましては、既に今年度の国の補正予算を利用いたしまして、改修工事を予定しているところでございます。また、今後も国の補助金を活用いたしまして、早期の改修を行う予定でございます。

以上です。

○4 番（渡辺厚子さん） 今回調査したのは、今既に設置されているものについての調査だったかと思うんですけれども、今までこれまでに遊具が撤去されてしまって、減っていった、何もない公園もあるんですけれども、施設の補修と更新というのは、現在ある施設についてのみなのか、それとも過去に撤去されてしまって、昔はあったよという遊具のことも考慮の上、新たに設置していくことになるのでしょうか。

○都市整備部長（小川剛志君） 遊具などにつきましては、原則的に過去に撤去されたものも含めまして、住民の皆様のニーズ、必要性を判断いたしまして設置する、そのように考えております。

○4番（渡辺厚子さん） わかりました。

あと、遊具は自然に経年劣化というか、老朽化だけではなくて、残念ながらいたずらなどによって壊されてしまうケースも見受けられるんですけども、こうした事例については、今までどのように対処してこられたのか、教えてください。

○都市整備部長（小川剛志君） ご指摘のように、公園の利用者の中にいたずらをされる方もいらっしゃるしまして、ベンチを燃やされたり、金網、フェンスを破られたり、施設にスプレーペンキを吹きつけたり、いろいろございまして、年間そのようなものが十数件見受けられます。特に悪質なものにつきましては、年間一、二件程度ございしますが、公園管理者といたしまして、警察に被害届等を出しているところでございます。また、壊された施設につきましては、なるべく早目に直そうということで、部材の交換、補修など、簡単なものにつきましては速やかにさせていただいておりますけれども、なかなかお金がかかるというものにつきましては、とりあえず使用禁止ということにさせていただいて、使えないような措置をとらせていただいております。

以上でございます。

○4番（渡辺厚子さん） そのようなケースがなくなるように、また地域でも見守っていかなくちゃいけないのかなというふうに思うんですが、あと、先ほど、公園空間の質の向上について、草刈りの頻度についてお話ししたんですけども、今、年3回というのが果たして具体的にどのぐらい増やせるのかというご答弁はなかったので、これは予算の関係もあるので難しいのかなというふうに察するんですけども、先ほど部長から、ヤギや羊などの草食動物を活用するというお話があったんですけども、私個人的には、その光景を思い浮かべるととてもいいなあというふうには思うんですが、実際生き物を活用するという、そういう事例というか、そういうのはおありなんですか。

○都市整備部長（小川剛志君） 先ほどご答弁申し上げたように、公園の草を今まで人が除草していたわけでございますけれども、ヤギや羊に食べてもらうことによって、その手間を省くというようなこともあっていいのかなということで、ご答弁申し上げさせていただきましたけれども、余り県内ではその事例を伺ったことはございません。ただし、県外では、少し調べさせていただいたところによりますと、新潟県の国土交通省の高田河川工事事務所、ここが堤防の草刈りをヤギに手伝ってもらって、除草試験をしているというようなお話も伺

っております。また、厚木市とか山口県の宇部市などで、公園の除草にヤギを使っている例というようなものが見受けられます。また、先年、ドイツのデュッセルドルフを訪問させていただいたときに、河川沿いの公園で羊が放牧されておりまして、公園の除草に羊が一役買っているところを見せていただいた経験がございます。これら先進的な事例がございますことから、そういうものを調査して、本市でも利用ができないか研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○4番(渡辺厚子さん) 既成概念にとらわれずというふうに部長がおっしゃいましたので、またこれからどのような形で、経費を削減しながら、なおかつ地域住民が楽しみながら、清掃というか、公園が美しくなるのであれば、いろんな案が出されて、研究していただければというふうに思います。公園の維持管理については、何でもかんでもほっておけば役所がやってくれるというふうに、私たちも思わないで、先ほどのご答弁にもありましたように、地域住民が自分の公園として、意識をしながら、メンテナンスについても、また愛着を持って管理していくというのは、大事なことかなというふうに私自身も思っています。

また、ちょっと角度は違いますけれども、遊具がたとえなかったとしても、私の地元の公園では、放課後子ども教室の一環として、ハックルベリーという活動が毎週木曜日放課後に、ボランティアの方たちがロープでつくったネットだとか、橋だとか、いろんな遊具を手づくりのものを持ち運んで来てくださって、子どもたちが本当に楽しみにしながらにぎわって、けがと弁当は自分持ちというモットーで、お母さん方も巻き込みながら、楽しいひとときを毎週毎週提供してくださっているという活動がありますので、本当に生きた公園をつくっていくのは、行政の力だけではなくて、私たちの知恵や行動にもよるのかなというふうに思いますので、一体となって、安全で楽しく遊べる公園をつくっていききたいなというふうに思います。

次に、基金についての質問をさせていただきます。

初めに、奨学基金の推移について、先ほど細かく教えていただいたんですけども、奨学生の推移は、10年単位で見ますと、最も多い年代でも平成元年から9年の間の43人ということで、その時期の基金残高について言えば、その後の平成10年度、また最近の平成20年度においても、3,600万円を超えておりまして、設立当初の600万円台から比べますと、約6倍に増えているということになります。奨学基金として、奨学基金のプールしておくべき残高というのは、どのぐらいが適切なのか、基準とか標準額というのはあるのでしょうか。

○教育部長(石井良幸君) お答えいたします。

プールしておくべき基金の残高の基準・標準は、特に規定はございません。ただし、現状

では、奨学金借り入れ希望者への対応は図られておりまして、一定の効果を上げているものと考えております。

○4番（渡辺厚子さん） 一定の効果を上げているというのは、私も理解しているんですけども、素人感覚で言うと、3,600万円が安定的に残っているということを考えると、少し余裕があるのではないかなと、私は感じるんですね。ですので、もうちょっと活用の仕方というのは検討されるべきではないかなということで、今回質問をしているわけなんですけれども、その中でも入学資金についてなんですが、貸与の奨学基金、貸与型のは奨学生に対してローンという形になりますから、その額を増やしていくということとは、それは決していることがどうかというのは、後々の負担になりますので、貸与型ではなくて、支給型の入学資金についてなんですけれども、本市の奨学金制度では、この入学資金があるんですが、近隣市ではその制度はまだ設けられていないんですね。昭和50年代からもうこの入学資金が設定されているということは、本市が本当に子どもの支援というか、教育にすごく重点を置いているあかしだなと、私は思っています。現在、高校生が2万5,000円、大学生5万円なんですけれども、支給要件の規定によって、入学資金は他の類似資金との重複はできないんですよ。ですので、進学するときには、どうしても最初にすごくまとまったお金がかかりますので、そこのところを工面するのが本当に大変で、それを親になかなか言い出せないということで、悩んでいるお子さんも実際にいます。ですので、本当に無理であれば別なんですけれども、私のイメージする、基金残高に余裕があるというのであれば、教育都市木更津として、進学支援をさらに充実させるために、入学資金の支給額の増額というのを願うところなんですけれども、基金の運用面でそれは果たして可能でしょうか。

○教育部長（石井良幸君） 議員ご指摘の入学資金の基金の増額につきましては、この基金の増額をいたしますと、基金の総額は確実に減少するものと考えられます。同事業を継続させるためにも、また原資の問題がございますので、現在のところ、増額は難しい状況でございます。ご理解をいただきたいと存じます。

○4番（渡辺厚子さん） わかりました。現在のところということなので、私としては、無理でなければと、その辺がどこで折り合いがつくのかというのはわかりませんが、審議会の答申も必要ということですので、これについては、ぜひとも検討していただきたいというふうに思っております。

次に、奨学金制度の案内自体が、中学であったり高校であったり、該当するところにどのタイミングで配布というか、周知されているものでしょうか。

○教育部長（石井良幸君） 奨学金制度の案内は、木更津市の広報、ホームページや、各中学校・高校、公民館にポスターの掲示を、12月から翌1月に依頼をしております。

なお、本市奨学金につきましては、毎年度貸与者の数が多いとは言えない現状にございますので、より広く本市奨学金につきまして周知徹底するために、常時庁舎内や市内各中学校及び市内出身者の多い高等学校等にポスターを掲示する等、広報の方法について、改善を加えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（渡辺厚子さん） どういう人がこの制度を目にすると、これを活用したいというふうな思いになるかと言うと、保護者もそうだと思うんですけども、生徒自身も家庭の経済状況を考えたときに、特に大学について言えば、大変お金がかかりますので、その辺が気になりになるかと思っておりますので、学業が優秀であったりだとか、日頃の品行なども問われて、校長先生の推薦も必要だったりとかしますけれども、生徒自身が、自分がもうちょっと頑張れば、勉強面で多少苦手であっても、こういう制度を利用して、親の負担を少なくしながら、後々自分が働いて返せばいいんだという制度が身近にあるんだということがわかった上で、進路を考えていけるような、そういう時期がとれるように、間際になってからではなくて、3年生になった頃、もしくは事前に2年生であるとか、途中の段階でわかっていくようにされるのが望ましいかなというふうに思っておりますので、そこは教育現場の先生方からの配慮というのも、現在もあるのかもしれないんですけども、周知のタイミングについても、この制度を利用したい人に情報が届くように、配慮いただけたらと思っております。

次に、支給要件の件なんですけれども、本市には1年以上の居住というものが、要件の中に入っているんですが、近隣市の場合は、ここに住所があるという要件はあるんですけども、1年以上という期間の限定というのは、近隣ではないんですね。1年以上という項目は、支給に当たって本当に必要要件なのかどうか、この辺がちょっと私は疑問なんですけど、いかがでしょうか。

○教育部長（石井良幸君） 1年以上の居住要件の項目は必要なのかとのご質問でございますけれども、条例によりまして、規定をいたしまして、確かに木更津市の住民として1年以上の居住ということで、その確認を図ることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○4番（渡辺厚子さん） ご理解を賜りたいということについては、この後いろいろ聞けないのかなという印象があるんですけども、実際、この奨学金の制度につきましては、審議会の答申を得なければいけないという、そういうのがありますので、ここで細かいことまで言及していただくことは難しいのかなというふうに思っておりますが、でも、ずっと今まで

いろいろ質問してきた趣旨としましては、本当に奨学金制度はある意味、ローンという、借金という形になりますので、誰でもかれでも困っているからといって貸すよとか、大変だから高額の入学金を出せばいいよとかと、そういうものではなくて、やはり支援を受けたからには、しっかりそれなりにその期間、学生としての学業を果たして、しっかりと自立した社会人になって、それを返還していくという、それだけの成長をしてもらうことが、やはり目的だと思いますので。中には返還が遅れてしまったりとか、若干、代表質問のときに荻野議員の方からの質問でも、未返還が何人いるのというお話もありましたけれども、本市の基金の状況からしますと、滞納者がすごく多いというわけではないのかなというふうな印象を持っていますけれども。なので、子どもたちが自分たちの意図しない親の状況によって、自分の進路を狭めなければならなくなるという状況を、少しでも減らしたいなという思いで、この基金の拡充を今回この質問で取り上げたわけなんですけれども、審議会が、前回直近で開かれたのが平成16年ということですので、もう間もなく10年近くなりますので、ぜひともこの支給要件であるとか、また金額、また支給時期ですね。入学金を出さなきゃいけないときというのは、この支給されるよりももっと前に大学なんかは入学金を払わなきゃいけなかったりします。ですので、全般にわたりまして、またこの審議会を設けていただきなり、教育委員会の方でまた検討していただきなり、必要な方々にきちっとした支援をして、成長していただく支援ができるようにしていただきたいというふうに思っております。

奨学基金については以上なんですけれども、最後に、交通遺児福祉基金の件なんですけど、対象の拡大について、具体的に検討していきたいというふうにご答弁いただいたんですけれども、これは実際に近々検討をスタートさせるものだと理解してよろしいのでしょうか。

○福祉部長（竹内喜久夫君） 来年度、平成25年度に、条例改正に向けた実務の方を行っていきたくて考えております。

○4番（渡辺厚子さん） ありがとうございます。本当にすぐにスタートしていただくと、条例改正までということで、大変にうれしい限りなんですけれども、本当に対象者が、災害だったり、病気だったり、どこまでになるのかわかりませんが、私が木更津に越してきて20年になりますが、こっちに越してきてからの、私の子ども周辺の身の回りだけでも、病気で小さいうちにお母さんを亡くされた方が6人いらっしゃいます。お父さんを職場の事故で亡くされた方が2人います。ですので、私の周辺だけでもそのぐらいいるんですね。ですので、本当に国の制度とか、民間でもさまざまな支援の輪というのはあるんですけれども、やっぱり地域住民にしてみると、地元の市町村というか、地元で支援をしてくれるというのは、本当に身近で、窓口も近くにあるわけですし、大変ありがたいことですので、この遺児

基金が充実するということは、本市においての子どもの教育の支援を本当に市を挙げて取り組んでいるというあかしになるかと思いますので、具体化されることを本当に期待しております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。